

④ 関 係

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

（労働福祉事業）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
- 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

（第二項及び第三項 略）

## 労働福祉事業の概要

- 1 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
  - ・ 労災病院の運営
  - ・ 義肢、義眼、車椅子等の支給 等
- 2 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
  - ・ 労災年金受給者の子弟に対する就学等援護費の支給
  - ・ 要介護者のための労災特別介護施設の運営 等
- 3 労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
  - ・ 労働災害防止対策 等
- 4 適正な労働条件の確保を図るために必要な事業
  - ・ 未払賃金の立替払事業の実施 等

## 特殊法人等整理合理化計画について（抄）

（平成13年12月19日  
閣議決定）

労働福祉事業団	<p><b>【労災病院業務】</b></p> <p>○労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する。</p> <hr/> <p>●独立行政法人とする。</p>
---------	--

⑤ 関係

未払賃金の立替払制度の概要

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度
- 労働福祉事業団が事業を実施
- 立替払した場合、労働福祉事業団がその分の賃金債権を代位取得し、求償権を行使

1 要件

(1) 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施
- ② 倒産したこと

イ 法律上の倒産

破産宣告（破産法）、特別清算開始の命令（商法）、整理開始の命令（商法）、再生手続開始の決定（民事再生法）、更生手続開始の決定（会社更生法）

ロ 事実上の倒産（中小企業事業主のみ）

- ・ 事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし（労働基準監督署長の認定）

※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう

- ・ 資本の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
- ・ 資本の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
- ・ 資本の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
- ・ 資本の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

(2) 労働者に係る要件

- ① 破産の申立て等（事実上の倒産の認定申請）の6か月前から2年間に退職
- ② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認）
- ③ 破産宣告等（事実上の倒産の認定）の日から2年以内に立替払請求

2 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金（ボーナスは含まず。）。ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

3 立替払の額

未払賃金の8割（上限あり）

退職日の年齢	未払賃金の上限	立替払の上限
45歳以上	370万円（170万円）	370万円×0.8 296万円
30歳以上45歳未満	220万円（130万円）	220万円×0.8 176万円
30歳未満	110万円（70万円）	110万円×0.8 88万円

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額 160万円

〃 〃 300万円 〃 176万円